

議会の委任に基づく専決処分について

第1 訴えの提起について

【報告案件1】

1 事案の概要

本件は、女性福祉資金（修学資金）1,280,000円の借受人である被告及びその連帯借受人に係る償還金未納額674,667円について、区が平成29年7月19日付けで武蔵野簡易裁判所書記官に対し支払督促の申立てをし、同書記官が支払督促を発したところ、被告から同年9月1日付けで同裁判所に対し督促異議の申立てがされたことに伴い通常訴訟に移行することとなったことから、本件について、訴えを提起するものである。

2 経過概要

平成11年（1999年）8月11日 被告らに対し貸付けの決定

平成29年（2017年）5月17日 被告らに対し同月31日を期限として一時
償還の命令

7月19日 支払督促の申立て

9月 1日 督促異議の申立て

3 請求の内容

女性福祉資金の償還金未納額の合計674,667円の支払

【報告案件2】

1 事案の概要

本件は、女性福祉資金（修学資金）1,280,000円の借受人及びその連帯借受人である被告に係る償還金未納額674,667円について、区が平成29年7月19日付けで武蔵野簡易裁判所書記官に対し支払督促の申立てをし、同書記官が支払督促を発したところ、被告から同年9月1日付けで同裁判所に対し督促異議の申立てがされたことに伴い通常訴訟に移行することとなったことから、本件について、訴えを提起するものである。

2 経過概要

平成11年（1999年）8月11日 被告らに対し貸付けの決定

平成29年（2017年）5月17日 被告らに対し同月31日を期限として一時
償還の命令

7月19日 支払督促の申立て

9月 1日 督促異議の申立て

3 請求の内容

女性福祉資金の償還金未納額の合計674,667円の支払

第2 和解及び損害賠償額の決定について

【報告案件3】

1 和解（示談）の相手方

府中市民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成29年（2017年）2月27日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中央五丁目4番先中野通り路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、スポーツ・コミュニティプラザの参加料収納業務のため、庁有車で中野通りを走行し、前方を走行していた相手方車両が赤信号により停止したため、その後ろに停止しようとしたところ、当該職員がブレーキとアクセルを踏み誤り、相手方車両に追突した。この事故により、相手方は、頸椎捻挫を負った。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害59,971円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち自動車損害賠償責任保険により保険会社から医療機関等へ直接支払われた43,171円を除く16,800円について、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）7月5日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた職員がブレーキとアクセルを踏み誤ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費及び傷害慰謝料の合計59,971円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から医療機関等及び相手方へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長等から関係職員に対し安全運転の徹底について厳重に注意をするとともに、平成29年12月に実施予定の安全運転講習会を受講させることとした。
- (2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起をするとともに、平成29年12月に実施予定の安全運転講習会の受講勧奨等を行った。

【報告案件4】

1 和解（示談）の相手方

日本運行システム株式会社

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成29年（2017年）2月27日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中央五丁目4番先中野通り路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、スポーツ・コミュニティプラザの参加料収納業務のため、庁有車で中野通りを走行し、前方を走行していた相手方車両が赤信号により停止したため、その後ろに停止しようとしたところ、当該職員がブレーキとアクセルを踏み誤り、相手方車両に追突した。この事故により、相手方車両のバンパー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害610,643円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）7月5日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた職員がブレーキとアクセルを踏み誤ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理代金及び代車に係る経費の合計610,643円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から修理業者等へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長等から関係職員に対し安全運転の徹底について厳重に注意をするとともに、平成29年12月に実施予定の安全運転講習会を受講させることとした。
- (2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起をするとともに、平成29年12月に実施予定の安全運転講習会の受講勧奨等を行った。